

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	市税等の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は市税等の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の収納に関する事務 市税等の収納に関する事務とは地方税法等の法律に従い、納税者対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 ※滞納整理事務は含まない。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 ③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定された、還付口座の照会・登録・管理を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報の取得を行う。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。
②事務の概要	【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書(督促状)が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 返戻された納税通知書(督促状)を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【年次緑越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納緑越事務 今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入調定として計上する。 【窓口事務】 納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、収納業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民登録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供は行わない。 ②公金受取口座情報について、情報提供ネットワークシステムへの情報照会を行う。
③システムの名称	宛名システム、収納システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、滞納システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)収納特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項別表24、100の項 以上の法令上の根拠より、税務事務である収納業務において個人番号を利用する。
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[实施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 ・市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、132の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	狭山市 収税課
②所属長の役職名	収税課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 狹山市 総務部 総務課
350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5
電話 04-2953-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 狹山市 総務部 収税課
350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5
電話 04-2953-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、入念に確認をしている。	

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	
判断の根拠	収納管理システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	所属長の役職名	収税課長 西澤 秀明	収税課長	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	① 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。	【口座管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 ③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定された、還付口座の照会・登録・管理を行う。	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条 第1項(利用範囲) 別表第一 16、30項	・第9条 第1項(利用範囲) 別表第一 16、68、101項	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第2 ・番号法別表第2、第27項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 121項 ・番号法別表第二 27、94項	事後	
令和4年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和4年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年8月1日	公表日	2022/11/30	2023/8/1	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年11月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定された、還付口座の照会・登録・管理を行う。	③還付口座登録事務 還付金が発生した納税義務者より指定された、還付口座の照会・登録・管理を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報の取得を行う。	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点ではなし。	III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供は行わない。 ②公金受取口座情報について、情報提供ネットワークシステムへの情報照会を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条 第1項(利用範囲) 別表第一 16、68、101項 ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一 16、68項	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 121項 【情報提供】 ・市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法別表第二 27、94項 ※第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 【情報提供】 ・市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法別表第二 27、94項	事後	
令和6年11月15日	公表日	令和5年8月1日	令和6年11月15日	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一 16、68項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表 24、100の項	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 【情報提供】 ・市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法別表第二 27、94項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 ・市税等の収納に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、132の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月15日 時点	令和8年1月15日 時点	事後	
令和8年1月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月15日 時点	令和8年1月15日 時点	事後	